

市内新規感染者確認、第2波を想定した各部の対応・課題の検証

項目	内容・現在の対応	課題	課題対応策
市有施設の利用の考え方 (総務部)	イベント・会議等の開催に関する基本的な考え方を踏まえる	今後、感染者発生による施設の使用継続・中止・延期の判断基準	① 感染者が発症2日前以降に使用した施設は施設内の消毒が完了するまで休館とする。再開に当たっては接触者(施設職員等)の陰性確認など感染のおそれのない運営環境を要件とする。 ② その他の施設については、イベント・会議等の開催に関する基本的な考え方を踏まえ施設の開館継続・休館の判断を行う。ただし、福祉施設等臨時休業とする事で市民生活に重大な影響を及ぼす施設及び屋外スポーツ施設、公園、利用者が地域住民に限られ、かつ利用者が特定される施設はこの限りではない。
職員の行動指針、出張の取り扱い等 (総務部)	国・県の方針に準じて制限	① 国の緊急事態宣言の対象地域、鳥取県版新型コロナ警報等の発令基準や地域、市内感染者が確認された場合などに応じて、本市職員の行動指針の柔軟な対応が必要。 ② 本市職員の感染が確認された場合など、国・県と異なった取り扱いをする必要がある。	① 国・県を参考とするが、地域や職員の実態に合わせた指針等の通知を行う。 勤務時、日常生活での行動計画(行動歴)を各部署で情報共有する。 ② 感染の確認された職員の所属等も踏まえ、本市独自の対応を行う。
イベント・会議等の開催に関する基本的な考え方 (危機管理部)	イベント等(各種事業を含む)開催にあたっての検討項目・考え方	感染者発生による緩和の考え方 開催実施決定後の感染者発生による中止・延期の判断	鳥取市コロナシグナルON期間中ステップの移行保留の検討 鳥取市コロナシグナルにより原則中止・延期ただし、ガイドラインの実践によりこの限りとしなない。
衛生用品等の供給体制の構築 (危機管理部)	衛生・防護用品が不足する施設等への提供用として備蓄を確保	衛生・防護用品は全国的に品薄状態であり確保が困難	衛生・防護用品の不足状況を把握 不足する施設等に速やかに備蓄品を供給できる体制の構築
市民への情報提供 (企画推進部)	①公式ウェブサイト上に感染症関連まとめサイトを構築済み(各課で随時更新)	①ウェブサイトの速報性を生かして、効果的に情報発信ができていますか	①あらためて保健医療課・危機管理課と手順等の確認を行う。
	②患者発生時の報道対応マニュアル策定済み	②3例目(7/2発生)から県市合同会見対応もあり、マニュアルの見直しを要す	②関係機関と調整しマニュアルの見直しを行う。 ☆報道への資料提供について早めの発出が必要
	③いなびぴょんぴょんネットによる市長メッセージ発出と臨時記者会見の中継(メッセージ発出はFMととり含む)	-	③二者と継続して密な連携を保つ。
オフィス内の濃厚接触環境改善の対応 (企画推進部)	①外部の者と会議・協議をする際、直接、来庁することなく、インターネットを通じてweb会議を行う ②職員が在宅勤務を可能とするリモートワーク環境の整備 ③『e-鳥取市役所』電子申請の拡大 ④代替事務所の設営に向けた対応	①・②パソコン等の機器不足 ③HPの整備 ④ネットワークの整備	①WEB会議用機器の追加(4台) ②リモートワーク環境の追加(50台) ③HPを整備し、手続拡大に向けて研修、周知を実施した。 ④新本庁舎の利用可能箇所の確認及び接続手順を確認した。
市民総合窓口業務 (市民生活部)	第2、第4日曜日、毎週火曜日夜間開庁	来庁者の滞在時間の短縮による混雑緩和	電子申請の推進、スマート窓口システムの導入、総合窓口支援システムの改修により滞在時間の短縮を図る。
コールセンター対応 (市民生活部)	市民からの問合せに対する情報提供及び担当課への取次ぎ等の電話応対	コールセンターと担当課との情報共有	コールセンターへの迅速な情報提供。 FAQの充実。
介護福祉施設及び障がい福祉施設における対応 (福祉部)	国の通知に基づき、各施設で対応	職員に対する感染予防の徹底 施設でクラスターが発生し職員に不足が生じた場合の事業継続	県と連携して、施設職員を対象とした研修会を実施 施設(事業所)間で協力し合える体制の構築を図る。
放課後等デイサービス (福祉部)	小・中・義務教育学校の対応にあわせる	学校休校中における、午前中からの開所の実施	午前中から開所できない場所には、学校で一時的預かりを実施。 休校になっても迅速に対応できるように、シフトの調整を依頼しておく
保育園 (健康こども部)	新規感染者の状況に応じた対応	保護者等の不安解消	保育園等の保護者宛に、現状において感染のおそれがないことを周知
小・中・義務教育学校 (教育委員会)	県の対応方針に沿う	①感染者の状況に応じた学校休業等の適切な判断 ②人権への配慮 誹謗中傷、いじめの防止	①県の対応方針に沿う ②教育長メッセージ等により、児童・生徒、保護者への周知を徹底するとともに、児童・生徒へは適切な指導を実施
放課後児童クラブ (教育委員会)	小・中・義務教育学校の対応にあわせる	①学校休業中における、午前中からの開所の実施 ②人権への配慮 誹謗中傷、いじめの防止 ③3密状態の回避	①午前中から開所できない場所には、学校での一時的預かりを実施 ②教育長メッセージ等により、支援員等への周知を徹底するとともに、児童への適切な指導を依頼 ③学校と連携して空き教室の利用等により、3密状態を回避